

令和元年 1 1 月定例会

総務委員会説明資料（その2）

徳島県警察本部

目

次

I 提出案件	1
1 その他の議案等	1
(1) 条例案	1
徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について	1

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

ア 改正の理由

令和元年10月18日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の警察職員の給与について改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

全ての給料表について、初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとした。

b 諸手当の改定

(a) 住居手当について、月額14,000円を超える家賃を支払っている警察職員に同手当を支給することに改め、警察職員が自ら居住するための借家・借間に係る同手当の支給額は、月額25,000円以下の家賃を支払っている警察職員にあっては家賃の月額から14,000円を控除した額とし、月額25,000円を超える家賃を支払っている警察職員にあっては家賃の月額から25,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額とすることとした。

(b) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の97.5（特定幹部警察職員にあっては、100分の117.5）に引き上げることとした。

(c) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の95（特定幹部警察職員にあっては、100分の115）に引き上げ、12月期の支給割合を100分の95（特定幹部警察職員にあっては、100分の115）に引き下げることとした。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

a 期末手当の改定

(a) 12月期の支給割合を100分の172.5に引き上げることとした。

(b) 6月期の支給割合を100分の170に引き上げ、12月期の支給割合を100分の170に引き下げることとした。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、イの(ア)のbの(a)及び(c)並びにイの(イ)のaの(b)については、令和2年4月1日から施行することとした。

(イ) イの(ア)のaについては平成31年4月1日から、イの(ア)のbの(b)及びイの(イ)のaの(a)については同年12月1日から適用することとした。